

特集

大阪の部落女性実態調査から見てきたもの

内田龍史

要約

本稿は、部落解放同盟大阪府連合会が、大阪府内の被差別部落女性の実態を把握するために二〇〇八年に行った調査結果から、その特徴を解説している。結果、相対的に安定した子どもを持つ若い世代が部落外に流出していること、四〇～五〇歳の就労は安定しているが、若年層の不安定就労が増加していること、若年層では部落出身者としての自覚、被差別体験、差別認識がそれぞれ少なくなっていることなどが明らかとなった。

はじめに

同和対策に関する特別措置法が二〇〇二年三月に期限切れを迎えた後、特別措置法を前提としていた行政による調査が少なくなり、被差別部落（以下、部落）の実態をつかむことが難しくなっている。とはいえ、近年の社会経済的な格差の拡大・貧困の増大が指摘されているなかで、さまざまな施策が打ち切られた後の部落住民やそ

の関係者の現状を把握することは、部落問題の解決に向けた基礎資料となるだけではなく、「日本社会」がマイノリティをどのような状況に付置させているのかをつかむための重要な研究課題であり続けている。

本稿は、二〇〇八年に部落解放同盟大阪府連合会が、（社）部落解放・人権研究所に委託し、大阪府内の四七地区における被差別部落の女性を対象とし、独自にその実態を把握するために行った調査結果から、いくつかの特徴を解説する^①。

一 調査の対象・方法・回収状況

調査対象は、一五歳以上の大阪府内の部落女性である。各部落における女性のおよその数に合わせて各支部に一五六五票を割り当てた。調査方法は、世帯の状況を把握するための世帯票については面接が可能であれば面接法、それが困難な場合は配布留置法、個人の状況を把握するための個人票については配布留置法を用いた。調査対象者の選定は支部ごとの機縁法による。調査時期は、二〇〇八年七月一五日～八月末で、有効回収数は個人票一三三四票、世帯票一一七三票であった。

本調査は、世帯の状況、教育・識字・情報、福祉・健康、就労、生活意識・社会関係、部落問題、人権問題、母子家庭など多岐にわたる項目によって現状が把握されている。紙幅の都合上、本稿では部落内外の比較、差別と部落問題意識、学歴・職業などの不平等に絞って検討を行う。

二 部落内外の比較

従来の同和地区生活実態調査は、同和地区内に居住す

る世帯を対象として調査が行われてきた。本調査は、部落解放同盟の支部と何らかのつながりがある女性を対象として行っているため、結果として部落外に居住するものも少なからず含まれており(表1)、全体の集計を過去の同和地区調査のデータと厳密に比較することはできない。こうしたデータの特性は、逆に言えば、限界を含みつつも、部落居住層と部落外居住層の差異を比較することが可能だということである。

結論から言えば、世帯・個人の状況については、部落居住層と部落外居住層で大きな違いが見られる。紙幅の都合上、図表を掲載することができないが、そのほとんどが何らかの形で部落内から部落外へと流出した層であると考えられる部落外居住層は、比較的若年で、核家族世帯、特に夫婦と子の世帯の割合が高く、持ち家居住の割合が高い。さらに、世帯年収も「七〇〇～一〇〇〇万円」がピークとなっており、安定した層が多いと考えられる。逆に部落居住層では、高齢者世帯・単身世帯が多く、年収が低く、府・市町村営の賃貸住宅(改良住宅)居住の割合が高い。

すなわち、一九九〇年から二〇〇〇年の同和地区の実態の変化から推測されたように、部落の安定層が部落外に流出し、部落内に高齢貧困層がとどまるといった傾向

表1 年齢構成

	人数	%	部落 居住	部落外 居住	2000年 調査	2005年 国勢調査
10歳代	57	4.3	3.4	7.5	6.0	5.5
20歳代	162	12.3	12.4	12.6	13.9	14.4
30歳代	179	13.6	12.5	18.4	13.5	17.8
40歳代	211	16.1	14.9	23.6	13.2	13.4
50歳代	201	15.3	15.3	17.8	19.8	16.7
60歳代	231	17.6	18.2	14.4	18.0	15.7
70歳代	169	12.9	14.7	4.0	11.5	10.4
80歳以上	93	7.1	7.8	1.1	4.2	6.0
不明・無回答	11	0.8	0.8	0.6	-	-
合計	1314	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※2000年調査は大阪府（2001）。2005年国勢調査は年齢不詳を除く。

（奥田、二〇〇二）が、改良住宅・同和向け公営住宅家賃の応能応益制度の導入などによって、以降かなりのスピードで進んだのではないかと考えられる。

三 差別と部落問題意識

部落出身者としての自覚については、全体の六〇・六％が自身を「部落出身者」だと思っている。そのうち、部落出身者としての意識は、部落出身であることは隠しておきたくない層が五割を超える一方で、差別を受けるかもしれないと不安を感じる層も五割近くにのぼっている（図1）。部落差別に対する不安を感じているのは、他の年齢層と比較して三〇～五〇歳代が多い。

部落差別体験については、「自分が、差別を受けたことがある」が一五・六％、「自分は受けていないが出会ったことがある」が一・二％、「特にない」が五四・三％となっている。

年齢別（図2）に見ると、四〇歳代で「自分が差別を受けた」、あるいは「出会ったことがある」をあわせて四割近くであり、ピークとなっている。六〇歳代以上では「無回答・不明」の割合が高いために注意が必要だが、高齢になるほど、そして若年になるほどその割合は低く

図1 部落出身者としての意識 (N=796)

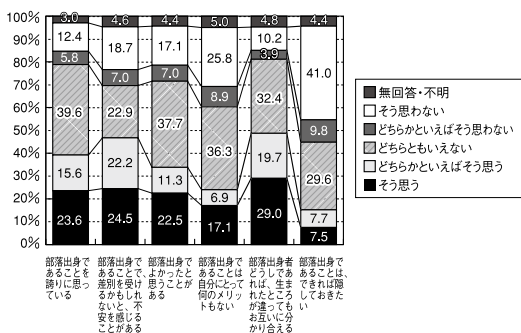


図2 年齢別部落差別経験 (χ²=65.942、p<0.01)

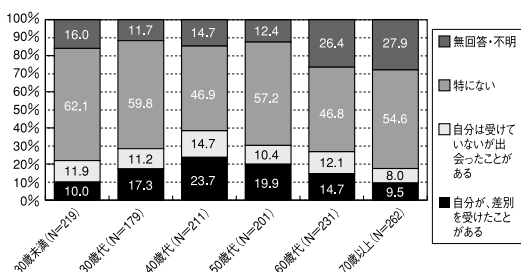
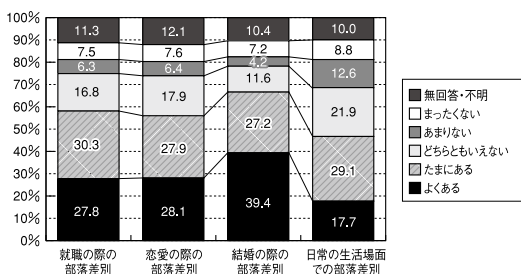


図3 部落差別認識 (N=1314)



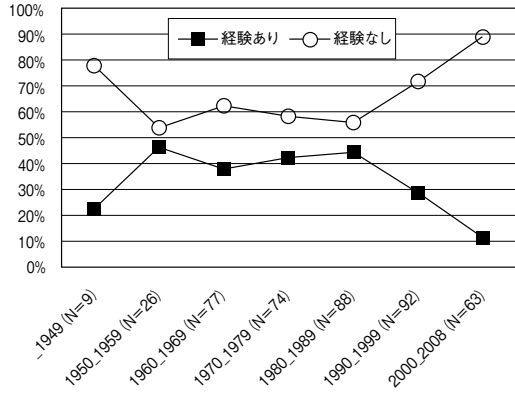
なっている。
 図表は省略するが、被差別体験の特徴として、学歴の高い層ほど、経済階層が高い層ほど、被差別体験の割合も高くなっていった。このことは、一定の割合で差別をしようとする人がいる限り、社会関係が広がるとともに差別される可能性も広がることを示している。

部落差別認識 (図3) については、就職・恋愛・結婚いずれにおいても「よくある」「たまにある」をあわせて過半数を占めている。年齢別に見ると、特に差別を強く認識しているのは四〇〜六〇歳代であった。また、被差別体験として「自分が差別を受けたことがある」層が、部落・部落外のカップルのうち、結婚差別を経験しているのは三分の一であるが、結婚反対経験を結婚時期別に見ると、一九九〇年代以降は結婚差別経験が少なくなっている (図4)。このことについては①「結婚差別が実際に減少している」、②「結婚差別が生じた場合、結婚にまで至らない者が増えている」など、

部落・部落外のカップルのうち、結婚差別を経験しているのは三分の一であるが、結婚反対経験を結婚時期別に見ると、一九九〇年代以降は結婚差別経験が少なくなっている (図4)。このことについては①「結婚差別が実際に減少している」、②「結婚差別が生じた場合、結婚にまで至らない者が増えている」など、

別とみなしうる言動などが減少しているのか、あるいは、部落差別を部落差別として見抜く力（差別へのレディネス）が低下しているか、さまざまな解釈が可能であり、今後のさらなる調査・検討が必要となる。

図4 結婚時期別結婚反対の経験（ $\chi^2=25.004, P<0.001$ ）



さまざまに解釈が可能であり、今後の研究課題のひとつとなろう。とはいえ、若年になるほど被差別体験・差別認識ともに減少しており、この傾向が経験の少ない若年への傾向なのか、実際に差

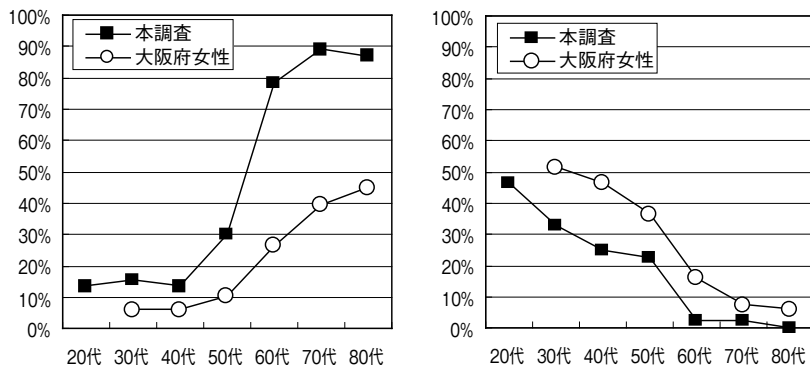
四 学歴・職業などの不平等

1 学歴

本調査対象者の学歴構成を年齢階層別に見ると、若年世代になるほど高学歴化しており、四〇歳代より若い世代では八〜九割が高専卒以上の学歴を有している。また、高校より上の学歴を有する割合も五〇代より若い世代になると急上昇しているが、初等教育程度の割合が高く、高等教育卒業者の割合が低い傾向は依然としてある（図5）。二〇〜四〇歳代の六割前後が利用していた「地域改善対策奨学奨励費補助事業」、いわゆる解放奨学金は、部落の子どもたちの高学歴化を促していた大きな要因であると考えられるが、二〇〇一年に廃止されている。格差が残っている中で解放奨学金制度の廃止の影響が、今後若者の再低学歴化という形で本格的に出てくる可能性も否めない。

図表は省略するが、本人の学歴は子どもの進学への期待と強く結びついていることが明らかになった。とりわけその結びつきは子どもが女子だった場合で強く、本人が高学歴であると子どもに高い学歴達成を期待し、本人

図5 年齢別、不就学・小中学校卒業者（左）・高等教育卒業者（右）比率

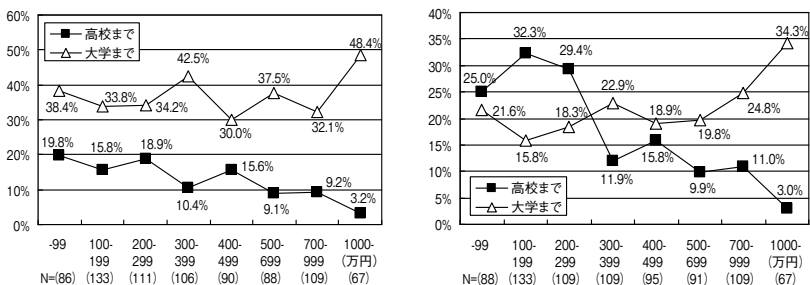


出所) 大阪府女性は「2000年国勢調査」

注) 大阪府女性は、年齢階層を10歳上にずらしている（2000年の調査時点で20歳代を30歳代として図示）。

注) ここで「高等教育」とは、短大・高専やいわゆる専門学校、大学・大学院など、高校より上の上級学科を指す。

図6 世帯収入別、子どもへの進学期待男子（左）・女子（右）



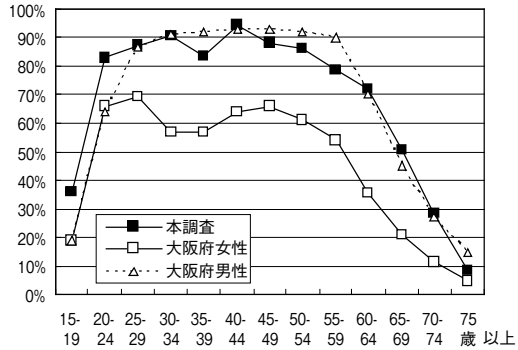
労働力率(労働力人口の比率)

2 職業

が低学歴であると高い学歴達成を期待しない。学歴が親世代から子世代へと再生産されていく可能性、特に子どもが女子の場合にその可能性が高いことを示唆する結果である。

さらに、子どもへの進学期待は、男子の場合、どの収入階層においても「大学まで」の割合が高いのに対し、女子の場合は三〇〇万円を境に「高校まで」の割合の方が高くなっている(図6)。つまり、経済的に厳しくなるほど、女子に進学期待をかける傾向が見られるのであり、経済的な不利益が女性をより不利な立場にとどめる可能性を示している。

図7 年齢別、労働力率



出所) 大阪府は「2005年国勢調査」

七ポイント程度高くなっている。逆に非労働力人口の割合は三五・三%と、大阪府女性の五三・九%に比べて二〇ポイント近く低くなっており、これは、「専業主婦」を典型とするような「家事をしていた」非労働力人口割合が大阪府女性に比べて低いためである。おそらくその背景には男性の失業や不安定就労の問題があると考えられる³⁾。

年齢別に見ると、二五〜三四歳、四〇〜四四歳では大

は六四・七%と、大阪府女性の四六・一%（二〇〇五年国勢調査）と比べると二〇ポイント近く高くなっている。なかでも、「主に仕事」の割合が四四・三%と、大阪府女性の二七・一%と比べて一

大阪府男性とほぼ同程度の高い労働力率となっている（図7）。また、大阪府女性の労働力率が結婚・出産・子育て期にあたる三〇歳代で低くなるM字カーブを描いているのに対して、本調査対象者の労働力率においては、はっきりしたM字カーブは見られず、三〇歳代後半にへこみが見られる程度の台形型を描いている。

産業構成比を見ると、「医療・福祉」の割合が最も高く二四・七%を占めており、「公務他に分類されないもの」（一六・三%）、「サービス業」（一五・七%）の割合も高くなっている。大阪府女性と比べると、「公務」の割合が一五ポイント、「医療・福祉」も八ポイント程度高くなっている。

従業上の地位は、「雇用者」が九割を超えており、大阪府女性と比べ九ポイント高くなっている。雇用形態では正規雇用が四四・八%を占め、大阪府女性と比べると五ポイント高くなっている。

年収分布は全体としては五〇〜一〇〇万円未満をピークとする右肩下がりの分布となっており、傾向的には大阪府女性と似通った分布となっている。平均年収は、大阪府女性の二一六万円に対して、本調査対象者は二二二万円と六万円高くなっているが、大きな違いとはいえない。

図8 年齢別、産業構成(「公務」「医療・福祉」「サービス」のみ)

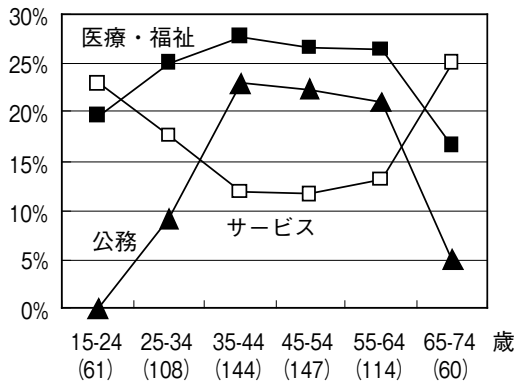
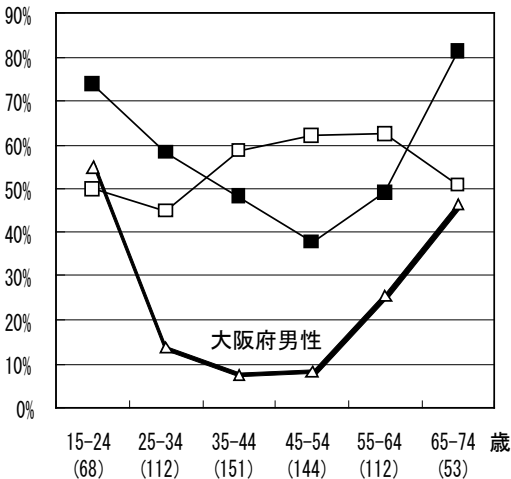


図9 年齢別、非正規雇用比率



このように、大阪府女性との比較において、これまでの就業の特徴としてしばしば指摘されてきた職業の不安定さ、低位が見られなくなったことは、この間のさまざまな取り組み、例えば、調理師資格やヘルパー資格の取得により就業の安定をめざす試みの成果といえるかもしれない。全体のうち四五・八%が何らかの資格があると回答しており、「ヘルパー(訪問介護員)」は一六・九%、「調理師」は一四・六%が所持している。これらの資格、とりわけ調理師資格所持者の平均年収は、資格を持たない層に比べて高くなっている。

とはいえ、こうした偏り、不安定さ、低位が見られないのは、調査対象者全体で見た場合である。年齢別に見ると、「公務」の割合は、三五〜六四歳では二割を超えるが、三四歳以下の若年層では一割に満たない(図8)。

安定している公務員層の厚みが若年層で急速に薄くなっており、かわってサービス業の割合が高くなっている。

また、正規雇用比率は、四五〜五四歳では六割近いが、若年・高齢になるほど低くなっており、パート・アルバイト・派遣・契約といった非正規雇用比率は、一五〜二四歳では七割を超え、二五〜三四歳でも六割に迫っている(図9)。大阪府女性に比べると、三五〜六四歳では非正規雇用比率が一〇〜二五ポイント低

九%、「調理師」は一四・六%が所持している。これらの資格、とりわけ調理師資格所持者の平均年収は、資格を持たない層に比べて高くなっている。

とはいえ、こうした偏り、不安定さ、低位が見られないのは、調査対象者全体で見た場合である。年齢別に見ると、「公務」の割合は、三五〜六四歳では二割を超えるが、三四歳以下の若年層では一割に満たない(図8)。

安定している公務員層の厚みが若年層で急速に薄くなっており、かわってサービス業の割合が高くなっている。

また、正規雇用比率は、四五〜五四歳では六割近いが、若年・高齢になるほど低くなっており、パート・アルバイト・派遣・契約といった非正規雇用比率は、一五〜二四歳では七割を超え、二五〜三四歳でも六割に迫っている(図9)。大阪府女性に比べると、三五〜六四歳では非正規雇用比率が一〇〜二五ポイント低

くなっている一方、一五～二四歳で二四ポイント、二五～三四歳で一三ポイント、六五～七四歳で三二ポイント、非正規雇用比率が高くなっている。中年層における雇用の相対的安定の一方で、若年層と高齢層における雇用の不安定さが見出される。

このような傾向、とりわけ若年層における雇用の不安定傾向は、今回の調査で見出された就業における偏り、不安定さ、低位さがほぼ解消されたかに見える状態が、一時的なものに過ぎない可能性を示唆している。

部落女性と大阪府女性の比較も重要ではあるが、ここでは大阪府男性との格差にも注意を払うべきであろう。そもそも日本社会において、女性の学歴達成や就業が、男性に比べて差別的・不平等な状況が厳然と存在していることには注意が必要である。全般的に非正規雇用割合が高いのは圧倒的に女性であり、雇用条件における男女の格差を今後どのように変革していくのかという大きな視野に立った議論も必要とされる。

おわりに

以下では、ここまで明らかにしたことをまとめておきたい。

ひとつは、相対的に子どもをもつ安定した若い世代が部落外に流出し、そのことによって部落内の高齢者の比率が高まっていることである。こうした傾向は以前から指摘されていたことではあるが、高齢者に対する生活支援の働きかけはいうまでもなく、今後は、持続可能な地域コミュニティづくりのための政策が改めて問われているといえよう。

二つめに、同和対策事業や部落解放運動の成果として、学歴は低位であるものの四〇～五〇歳代を中心に相対的に就労は安定していたことがあげられる。しかし、低学歴傾向は以前と変わらないままに、雇用環境の変化や同和対策の終了によって、若年層の不安定就労が増大している。

加えて女子は、男子と比較して学歴達成が期待されない傾向にあり、そうした傾向は低収入層でより強い。すなわち、階層的に不利な立場に置かれた女性が、学歴的にも期待されず、就労の場面においてより不利な立場に置かれるといった不平等の再生産傾向が指摘できる。

三つめに、三〇歳代以下の若年層では、部落出身者としての自覚、被差別体験、差別認識がそれぞれ少なくなっていった。本稿では紹介できなかったが、女性差別についても、四〇歳代の女性と比較してそれらについて話し

合うことが少なく、パートナーとの関係においても、家族計画や避妊をパートナー任せにしていたりするなど、女性としての自己決定に関する意識が薄い。若年女性に対してどのような働きかけを行っていくのかは、今後大きな課題となるが、少なくとも部落差別や女性差別を「差別」として見抜くためには一定の学習が必要であり、そうした機会を幅広く提供することが求められよう。

文献

部落解放・人権研究所編『部落解放同盟大阪府連合会女性部調査報告書』部落解放同盟大阪府連合会、二〇〇九年。
 奥田均『人権の宝島冒険―二〇〇〇年部落問題調査・10の発見』解放出版社、二〇〇二年。
 大阪府企画調整部人権室『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書（生活実態調査）』二〇〇一年。

注

(1) 詳しくは、部落解放・人権研究所編（二〇〇九）を参照されたい。なお、本章四節で紹介している「学歴・職業などの不平等」に関する分析は、本報告書第三章「教育・識字・情報」、第五章「就労」を執筆した妻木進吾の分析に依っている。

(2) 本調査は、母集団名簿から一定の割合で抽出を行うサンプリング調査ではない。そのため、把握できたデータから大阪府内の部落女性の全体像を把握できるものではない。あくまでも、調査に協力していただいた方々の全体像が把握できるものにすぎないことに注意が必要である。とはいえ、まったくの知り合いだけをお願いして調査票を回収すれば、大阪府内の部落女性の全体像から大きくかけ離れたデータになりかねない。そこでそうならないための工夫として、地区別・年齢別に割り当てを行い、その割り当てを目標にデータを収集することにした。予算や調査人員の都合上、本調査では一〇〇〇世帯・一五〇〇人程度の把握を目標とし、大阪府内の一五歳以上の地区女性の数はおおよそ四万人と推測されるので、抽出率は二六分の一とした。

(3) 大阪府が二〇〇〇年に行った「同和問題の解決に向けた実態等調査生活実態調査」（大阪府、二〇〇一）では、二五歳以上の男性の就業率は大阪府と比較して一貫して低くなっている。このことは失業率の高さの反映であり、大阪府男性では失業率は六・六%であるのに対し、同和地区では九・七%にのぼっている。